

3 年金管理課

公的年金制度は、厚生労働大臣が公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担う一方、日本年金機構が厚生労働大臣から委任・委託を受け、その直接的な監督の下で、公的年金に係る一連の運營業務（適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付等）を担っています。

中国四国厚生局では、国民の老後を支える公的年金制度について、将来にわたり持続可能で国民が安心できる制度の確立に向けて、年金事業の運營業務を担う日本年金機構や市町村と連携し、円滑な事業運営に取り組んでいます。

(1) 日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可

① 概要

厚生年金保険等の保険料の徴収業務は厚生労働大臣から権限の委任を受けた日本年金機構において実施していますが、滞納処分に関する業務の公正性、客観性を担保するため、日本年金機構が行う滞納処分等の実施については、厚生労働大臣の事前認可が必要となっており、中国四国厚生局においてその認可に関する業務を行っています。

② 実績（平成27年度）

・ 日本年金機構が行う滞納処分等の認可件数 (単位：件)

県名	厚生年金			船員保険		国民年金		計		
	通常分	緊急分	随時分	通常分	緊急分	通常分	緊急分	通常分	緊急分	随時分
鳥取	7,393	9	1	36	0	128	0	7,557	9	1
島根	7,362	14	0	45	0	158	3	7,565	17	0
岡山	23,503	6	22	46	0	453	2	24,002	8	22
広島	28,919	8	1	82	0	558	6	29,559	14	1
山口	11,851	4	0	180	0	199	7	12,230	11	0
合計	79,028	41	24	389	0	1,496	18	80,913	59	24

(2) 日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び保険料等の収納を行う職員の認可

① 概要

滞納処分を実施する職員については、日本年金機構の理事長が任命する徴収職員が実施します。当該徴収職員及び保険料等の収納を行う収納職員については、厚生労働大臣の事前認可が必要となっており、中国四国厚生局においてその認可に関する業務を行っています。

② 実績（平成27年度）

・徴収職員、収納職員の認可数（単位：人）

県名	徴収職員	収納職員
鳥取	8	12
島根	10	11
岡山	18	17
広島	35	33
山口	20	18
合計	91	91

(3) 日本年金機構が行う立入検査等に係る認可

① 概要

厚生年金保険法及び国民年金法等の規定により日本年金機構が行う適用事業所に対する事業所調査、未適用事業所に対する加入指導・立入検査及び被保険者・受給権者に関する調査等の実施についても厚生労働大臣の事前認可が必要となっており、中国四国厚生局においてその認可に関する業務を行っています。

② 実績（平成27年度）

・日本年金機構が行う立入検査等の認可件数

（単位：件）

県名	立入検査等							計
	未適用事業所	適用事業所	情報提供による未適用事業所	情報提供による適用事業所	会計検査院の指摘による適用事業所	被保険者	受給権者	
鳥取	1,234	2,010	6	0	0	0	2	3,252
島根	1,036	3,766	0	0	31	0	0	4,833
岡山	6,137	13,816	0	15	0	0	5	19,973
広島	10,905	15,045	94	34	60	0	9	26,147
山口	2,622	6,245	11	3	0	0	1	8,882
合計	21,934	40,882	111	52	91	0	17	63,087

(4) 日本年金機構が行った滞納処分等の実施結果に係る報告

① 概要

日本年金機構が滞納処分等や立入検査等を行った場合は、実施結果について、報告を受けることとなっており、滞納処分等認可処理要領に基づいて認可されたものであるか、また、適正に調査が実施されているかの確認等を行っています。

② 実績（平成27年度）

ア 日本年金機構からの滞納処分等の実施結果報告件数（単位：件）

県名	厚生年金保険等	国民年金
鳥取	583	48
島根	1,020	113
岡山	1,518	199
広島	2,550	196
山口	1,135	89
合計	6,806	645

（注）報告対象は認可したうち、差押（及び解除）、参加差押（及び解除）、交付要求（及び解除）、換価、取立、配当事務、搜索、換価猶予、執行停止の件数。

イ 日本年金機構からの立入検査等の調査結果報告件数（単位：件）

県名	立入検査等		受給権者・被保険者		合計
	実施	実施不能及び未実施	実施	実施不能及び未実施	
鳥取	3,564	438	2	0	4,004
島根	3,559	1,070	0	0	4,629
岡山	8,773	6,593	5	0	15,371
広島	13,000	5,865	9	0	18,874
山口	6,087	2,550	1	0	8,638
合計	34,983	16,516	17	0	51,516

（注）立入検査等の調査については、平成27年4月から平成28年3月までに調査結果報告を受けたもの（平成26年4月認可分から平成27年3月認可分まで）

（注）受給権者等の調査については、平成28年4月に実施結果報告を受けたもの（平成27年4月認可分から平成28年3月認可分まで）

（5）日本年金機構との連絡調整等

① 概要

上記に掲げるもののほか、日本年金機構が行う年金事業が適正かつ円滑に運営されるよう、日本年金機構との情報交換や共有化を図り、また、地域年金展開事業への協力支援を行いました。

② 実績（平成27年度）

年金制度関係の最近の情勢や厚生局及び日本年金機構の中国管内の業務状況などについて情報交換を行いました。

- ア 日本年金機構中国ブロック本部との事務打合せ会議の開催……………2回
(平成27年4月、12月に開催)
- イ 地域年金事業運営調整会議(各県代表年金事務所主催)への参加
鳥取県(平成27年8月26日、平成28年2月17日)、島根県(平成27年6月11日、12月11日)、岡山県(平成27年8月19日、平成28年2月18日)、広島県(平成27年8月27日、平成28年2月23日)、山口県(平成27年8月21日、平成28年2月26日)

(6) 社会保険労務士に関すること

① 概要

社会保険労務士法に関する業務は厚生労働大臣が行うものとされ、そのうち社会保険諸法令に関するものは、地方厚生局長に委任(以下アからキ)されています。

- ア 開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査
- イ 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理
- ウ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
- エ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
- オ 社会保険労務士会からの社会保険労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告
- カ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞
- キ 全国社会保険労務士会連合会が実施している社会保険労務士試験への協力

② 実績(平成27年度)

各県の社会保険労務士会総会に出席するとともに、会則変更の報告を受けました。

③ 中国管内の社会保険労務士会の状況(平成28年3月末現在)

県名	会員数(単位:人)			社労士法人数(単位:法人)	特定社会保険労務士(再掲)(単位:人)	「街角の年金相談センター」開設数	
	開業	勤務	その他				
鳥取	130	87	18	25	2	44	0
島根	132	89	37	6	4	42	0
岡山	489	301	114	74	8	150	1
広島	801	627	101	73	17	286	2
山口	296	197	49	50	4	97	1
合計	1,848	1,301	319	228	35	619	4

(7) 年金委員に関すること

① 概要

「年金委員」は、政府管掌年金事業の運営に協力して、国民の理解を高めるための啓発や被保険者又は受給権者からの相談に応じた助言を行うなど、民間協力者としての活動を行っています。この「年金委員」は、厚生年金保険の適用事業所において活動する職域型年金委員と、地域において主に国民年金に関する活動を行う地域型年金委員とに区分されています。

中国四国厚生局では、適用事業所の事業主や市町村長等からの推薦に基づき、日本年金機構が年金委員としてふさわしいと判断した候補者のうちから委嘱を決定し、委嘱状や年金委員証明書の交付事務等を行っています。

② 実績（平成27年度）

年金委員の委嘱・解嘱の状況及び平成27年度末現在の年金委員数については次のとおりです。

・委嘱及び解嘱の状況（単位：人）

県名	職域型		地域型	
	委嘱	解嘱	委嘱	解嘱
鳥取	87	42	5	1
島根	90	48	6	0
岡山	173	172	10	1
広島	160	154	14	22
山口	115	115	7	1
合計	625	531	42	25

・平成27年度末現在の年金委員（職域型、地域型）の状況（単位：人）

県名	年金委員数		計
	職域型	地域型	
鳥取	1,107	110	1,217
島根	1,088	100	1,188
岡山	3,451	131	3,582
広島	3,917	243	4,160
山口	2,242	123	2,365
合計	11,805	707	12,512

(8) 市町村に交付する国民年金等事務費交付金に関すること

① 概要

国民年金法では、国民年金事業のうち各種届出書の受理など地域住民に密着した事務（国民年金への加入や基礎年金などの請求手続きの事務等）は、法定受託事務とし

て市町村が行うこととされており、これらの事務処理等に必要な費用は、国民年金等事務費交付金（以下「国民年金交付金」という。）として、国民年金法に基づき国が交付することとされています。また、法定受託事務以外にも市町村が国民年金事務に関し協力連携として行った事務について、交付要綱に基づき国民年金交付金の対象としています。

中国四国厚生局では、国民年金交付金の交付に関して、市町村の申請に基づく概算交付申請や精算交付申請に関する審査等の事務、決算審査及び実地審査等を行うとともに、法定受託事務に関する市町村との連絡調整を行います。

② 実績（平成27年度）

国民年金交付金の適正な処理等のため、決算実地審査のほか、次の事業を実施しました。

ア 市町村担当者事務説明会を実施（5、12月）

イ 岡山県、広島県都市国民年金協議会等に出席して国民年金事務等にかかる意見要望の回答を実施（6、10月）

・平成27年度の交付状況

県名	市町村数	申請市町村数	交付決定額	（単位：千円）	
				概算交付額	精算交付額
鳥取	19	19	129,508	80,847	48,661
島根	19	19	133,420	81,343	52,077
岡山	27	27	385,084	248,431	136,653
広島	23	23	589,325	375,034	214,291
山口	19	19	279,594	176,097	103,497
合計	107	107	1,516,931	961,752	555,179

（注）市町村数は、平成27年度末現在数

（9）健康保険事務指定市町村交付金に関すること

① 概要

健康保険法第3条第2項の規定による被保険者（日雇特例被保険者）に係る保険者の業務のうち、厚生労働大臣が行うこととされている健康保険被保険者手帳の交付及び收受その他これらに付帯する業務は、法定受託事務として、厚生労働大臣が指定する市町村（以下「事務指定市町村」という。）の長が行うものとされています。

中国四国厚生局では、この事務指定市町村の指定及び取消の手続き等の業務を行っています。

② 実績（平成27年度）

- ・平成27年度の様況

県名	鳥取	島根	岡山	広島	山口	合計
指定市町数	0	1	1	12	0	14

（注）指定市町数は、平成27年度末現在数

（10）学生納付特例事務法人に関する業務

① 概要

学生納付特例事務法人は、大学や専門学校等が在籍する学生・生徒である国民年金第1号被保険者の委託を受けて、保険料の学生納付特例申請に関する事務を代行でき、大学や専修学校等が学生納付特例事務法人となるためには、厚生労働大臣の指定が必要です。

中国四国厚生局では、学生納付特例事務法人の指定のほか、不適切な事務処理があった場合の改善命令や法人指定の取り消し等の事務を行います。

② 実績（平成27年度）

管内の大学及び短期大学84校に対して学生納付特例制度の周知及び学生納付特例事務法人制度の協力依頼を行いました。

③ 中国管内の学生納付特例事務法人又は教育施設（平成27年度末現在）

- ・学生納付特例事務法人 21法人
- ・学生納付特例事務取扱教育施設 2施設

（11）保険料納付確認団体に関する業務

① 概要

保険料納付確認団体は、同種同業者の団体が厚生労働大臣の指定を受けます。この団体を通して、会員である国民年金第1号被保険者は、自分の保険料納付状況を定期的に確認することができます。

中国四国厚生局では、団体の指定のほか、不適切な事務処理があった場合の改善命令や指定の取り消し等を行います。

② 実績（平成27年度）

新たに指定等を行った団体はありません。

③ 中国管内の保険料納付確認団体（平成27年度末現在）

1団体